

## 小金井市地域公共交通活性化協議会条例

## (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条の規定による地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議等を行うため、小金井市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) その他地域公共交通に関し必要な事項

## (組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 公共交通事業者等の関係者 11人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 市内に在住、在勤又は在学している18歳以上の者 9人以内
- (5) 市内の福祉関係団体の推薦する者 2人以内
- (6) 市の職員 2人以内
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 前項第4号の委員は、公募によるものとする。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 協議会の会議は、公開する。ただし、公開することにより公正かつ適正な議事運営に支障を来すと認められるときは、協議会に諮って会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の委員は、委員のうちから会長が指名する。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項については、委員はその協議の結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、地域公共交通を所管する部課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による委員の委嘱又は任命に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

まちづくり委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

を

まちづくり委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
地域公共交通活性化協議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

に改める。